千葉県社保協通信

2020年度 -No23 2021年 5月 19日号

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センタービル 3F

TEL:043-225-6790 FAX:043-221-0138 Eメール syaho2006@star.ocn.ne.jp



※ 冒頭、藤岡拓郎代表は「実行委員会ちば」が行った相談会に寄せられた「使える制度が見えにくい」等の声や生活困窮の実態をふまえて、コロナ禍で県民の「いのち綱」となるべき各種制度の充実と市町村の対応の改善のために県の役割を充分に発揮してほしい」と話しました。 ー写真上一

懇談では、まず「緊急小口資金」について「申請から給付までひと月もかかる。何のための制度なのか!」と声があがっている。県として市町村の対応の実態を把握し、特例貸付の再延長や償還免除対象者の拡大を国に要望することを求めました。

また、生活保護申請の際の「扶養照会」については、「3/30付厚労省事務連絡」が充分に理解されていない事例を上げ、現場の実態を調査し、生活困窮者が申請をためらうことのないよう適切な対応を求めました。

つづいて、「国民年金」「国民健康保険」の特例減免 や「地方税徴収猶予」や「緊急小口資金」「総合支援 資金」「住宅確保給付金」等の各種支援金制度を速や かに活用できるよう、制度の案内と支援のために専用 のワンストップサービス窓口を県と市町村の連携で 各自治体に設置することを要望しました。

<mark>コロナ禍</mark> いのちと暮らしを守る緊急要請

県民に寄り添い 県の役割発揮を!

一いのちとくらしを守るなんでも相談会実行委員会ちば-

17日、「いのちとくらしを守るなんでも相談会実行委員会ちば」(自由法曹団・労連・自治労連・民医連・千商連・生健会・県社保協などで構成)は緊急要請(通信No.22 参照)に対する県回答を受け、項目を絞り込み県担当課と懇談しました。

---回答別添-- ※へ

国民健康保険制度では、国保料(税)の滞納は生活困窮のSOSと捉え、まず、相談窓口で、納税猶予、徴収猶予制度を説明し申請できるようにし、支払困難な被保険者には実態を把握し、滞納処分の執行停止を行うことなど、自治体に徹底することを求めました。鈴木英雄さん(干商連)は、県が実施した「子どもの生活実態調査」に触れ、「こうした調査から見えた実態を踏まえ、国保施策の充実を図ることこそ必要」と指摘しました。

さらに、加藤久美さん(民医連)は、コロナ感染拡大防止の観点から診療の際に資格証明書を提示した場合、被保険者証としてみなして取り扱う通知が国から出されていることに触れ「そもそも資格証では受診をためらい、病院に行けない」「資格証の人に短期保険証を発行し、受診をすすめる手紙を送るなど工夫してほしい」と訴えました。

また、コロナ感染症の罹患者への「傷病手当金」 支給について国が被用者に限定していることから、 事業者・フリーランスなど国保加入者すべてとする よう財政確保を国に要請するよう求めました。

懇談には9団体11人が出席しました。

天海訴訟 千葉地裁 不当判決!!

―「公費負担制度より社会保険が優先」 国の言い分そのまま-

「65才で介護保険を申請しなかったとして千葉市が障害福祉サービスの支給を打ち切ったのは憲法と障害者権利条約に違反する」と2015年11月に提訴した天海正克さん(71才)。18日千葉地裁は国の言い分そのままの不当判決を下しました。判決後、支援の人々とともに千葉地裁前で抗議のシュプレヒコール。報告集会で天海さんは「一人ひとりの住民の権利を守るのが自治体の役割。障害者の権利を守る国・自治体にするため頑張る」と控訴して闘う決意を語りました。



5月18日 13時15分 千葉地裁前にて